

セコム 安心 総合賠償責任保険

(飲食業・販売業用)

飲食業、販売業を営む方に朗報
 お店を取り巻く賠償リスクを
 割安な保険料で
 総合的に補償します!

Q 下記のような事故で、
 訴えられたときのための
 保険はないの?



Q お店について自動車保険の
 対人・対物賠償のような
 保険はないの?



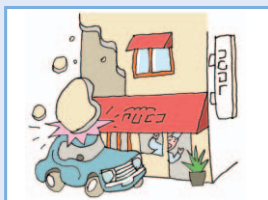
お店でガス爆発が起こり、お客様や通行人が死傷された。遺族等から3億円の賠償請求



店内の照明が落ちてきて、お客様がケガをされた。治療費等50万円の賠償請求



陳列棚の上の商品が落下し、お客様がケガをされた。治療費等100万円の賠償請求



外壁が落下し、店の脇に止めてあった車が壊れてしまった。修理費等100万円の賠償請求



シャッターを降ろした際、お客様が下敷きに…。治療費等200万円の賠償請求



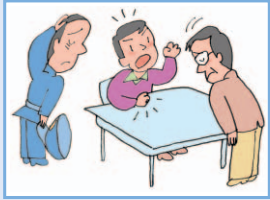
料理を運んでいて、お客様の服を汚してしまった。クリーニング代等1万円の賠償請求



漏水事故により、階下の店舗を水浸しにしてしまった。修理費等500万円の賠償請求



自転車で出前の途中に、通行人をひいてしまった。治療費等50万円の賠償請求



誤認逮捕してしまい、名誉毀損として、慰謝料5万円の賠償請求



販売・提供した飲食物から食中毒が発生。治療費等につき5万円の賠償請求



提供した飲食物にガラスの破片が混入し、お客様がケガをされた。治療費等3万円の賠償請求



販売した製品から火災が発生し、家が全焼してしまった。損害につき5,000万円の賠償請求

自動車
 (自動車保険)

お店
 (火災保険+?)

自動車保険(対人賠償)



自動車保険(対物賠償)



賠償リスク
 (対人・対物賠償)

自動車保険(車両保険)



物(車両)のリスク



賠償リスク
 (対人・対物賠償)

火災保険



物(建物)のリスク



セコム 安心 総合賠償責任保険 におまかせください。

(飲食業・販売業用)

セコム安心総合賠償責任保険は、

- ① 業務の遂行に起因する事故
- ② 施設¹に起因する事故
- ③ 生産物²に起因する事故

による、他人の身体障害・財物損壊・人格権侵害について、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害(損害賠償金、各種費用)に対して保険金をお支払いします。³

¹ 業務の遂行のために所有、使用、管理する店舗、事務所等(昇降機は除きます。)

² 業務の遂行のために製造、販売、提供した商品、製品、飲食物等

³ 法律上の損害賠償責任は、必ずしも裁判上の確定判決を要しません。ただし、示談による解決の場合、適用される法律、判例、被害額、過失割合、一般的な賠償水準等から判断して適性・妥当であることを要します。(当社の承認がないまま、被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。)

特長

1 低廉な保険料

当社従来商品(店舗賠償責任保険)に比べて保険料がお安くなっています。(一部の業種については異なる場合もございます。)例えば、てん補限度額1億円(免責0円)を設定する売上高1億円の飲食店の場合で約32%、てん補限度額3億円(免責0円)を設定する売上高10億円の食料・飲料品販売店で約61%お安くなっています。また、店舗に機械警備を導入している場合最大10%の割引があります。

2 充実した補償

当社従来商品(店舗賠償責任保険)では補償されなかった、人格権侵害による賠償責任、初期対応費用・訴訟対応費用も補償いたします。また、見舞費用、事故再発防止費用、昇降機担保等のオプション補償もご用意しました。

3 全施設・生産物を包括担保

当社従来商品(店舗賠償責任保険)では、施設、生産物の特定が必要でしたが、全施設・生産物を包括的に補償いたします。したがって、店舗が増加した場合でも通知は不要で、付保漏れの心配がありません。

4 確定精算不要

当社従来商品(店舗賠償責任保険)では、契約終了時に煩雑な保険料精算処理が必要でしたが、一定の条件を満たす場合には最近の会計年度1年間の売上高により保険料を算出し、契約締結時の保険料を確定保険料とすることができます。

お支払いする保険金

損害賠償金	
法律上、被害者に支払うべき損害賠償金(ケガをした人の治療費、入院費、休業損害、慰謝料、壊れた物の修理費等)に対しててん補限度額を限定に保険金をお支払いします。	
各種費用	
争訟費用	当社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用(弁護士報酬等)に対して保険金をお支払いします。
緊急費用	被害者に対する応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用に対して保険金をお支払いします。
求償権保全費用	第三者に損害賠償請求をできる場合のその権利の保全または行使に要した費用に対して保険金をお支払いします。
損害防止軽減費用	損害を防止、軽減するために要した費用に対して保険金をお支払いします。
協力費用	当社の求めに応じ、当社への協力のために要した費用に対して保険金をお支払いします。
初期対応費用	初期対応のために要した費用(事故現場保存費用、事故状況調査・記録費用・写真撮影費用、事故原因調査費用、事故現場取り片付け費用、清掃費用、使用人の事故現場派遣に必要な交通費・宿泊費などの費用、通信費、および広告掲載費用、営業再開の予定を広告するための費用およびこれらに準ずる費用)に対して保険金をお支払いします。ただし、訴訟対応費用と合算で100万円を限度とし、当社が承認したものに限りします。
訴訟対応費用	訴訟対応のために要した費用(文書作成費用、事故再現実験費用、使用人への超過勤務手当およびこれらに準ずる費用)に対して保険金をお支払いします。ただし、初期対応費用と合算して100万円を限度とし、当社が承認したものに限りします。
オプション見舞費用	当社の承認を得て支出した見舞費用(身体障害につき賠償責任を負担することなく慣習として支払う見舞金等)に対して保険金をお支払いします。ただし、特約(A)の場合は死亡時1名最高50万円、特約(B)の場合は死亡時1名最高20万円、いずれも1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。
オプション事故再発防止費用	事故の再発防止のために要した費用(警備機器の購入設置費用等)に対して保険金をお支払いします。ただし、1事故についてお支払いする損害賠償金の額または100万円のいずれか低い金額を限度とし、かつ保険期間中について100万円を限度とします。

万一事故が発生した場合

直ちに取扱代理店または当社までご連絡ください。その際、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の原因・状況、証人がいるときはその住所・氏名等をお知らせください。ご通知が遅れたり、あらかじめ当社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

お問い合わせは

お支払いできない主な場合

次のような賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。

【身体障害・財物損壊・人格権侵害共通】

被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等によって生じた賠償責任
原子力危険、アスベスト危険、汚染物質の排出・流出・いっしゅう・漏出危険に起因する賠償責任
借り物、借用店舗・施設、預かり物についての賠償責任
被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被災した身体障害によって生じた賠償責任
約定によって加重された賠償責任
施設の建設・改築・改造・修理等の工事に起因する賠償責任(発注者として負担する賠償責任を除きます。)
施設の屋根・扉・戸・窓・通風口等から入る雨または雪等による財物損壊に起因する賠償責任
被保険者が所有・使用・管理する航空機、自動車に起因する賠償責任
被保険者が所有・使用・管理する車両(自動車および原動力がもたらした人力であるものを除きます。)、船、動物が施設外にある間のこれらに起因する賠償責任
生産物または業務の目的物の損壊それ自体の賠償責任
故意・重過失による法令違反に起因する賠償責任 … 等

【人格権侵害】

犯罪行為に起因する賠償責任
採用・雇入・解雇に起因する賠償責任 … 等

このパンフレットは、「セコム安心総合賠償責任保険(飲食業・販売業用)」の概略のご説明です。詳細につきましては、取扱代理店または当社までご照会ください。また、ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」、「普通約款・特別約款・特約条項」をご覧ください。引受保険会社の経営が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、保険金、解約返戻金等のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象契約となります。詳細は取扱代理店または当社までご照会ください。

保険料お支払いの際には、当社所定の保険料領収証を発行しておりますので、お確かめください。当社代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約されたものとみなします。保険証券が、ご契約の日から1か月以上経過しても届かないときは、お手数ですが当社までご照会ください。

SECUM セコム損害保険株式会社

本店 〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 103-5216-6111 (大代表)

http://www.secom-sonpo.co.jp

SEK-2401-0307-0003 PF0069 '06.09. 6x2.000(S)